



近代上海に於ける喪葬(葬送)空間の変容 : 固有喪葬(葬送)空間を中心に

王, 莉萍

(Citation)

兵庫地理, 56:13-27

(Issue Date)

2011-03-31

(Resource Type)

journal article

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90003222>



近代上海に於ける喪葬(葬送)空間の変容

—固有喪葬(葬送)空間を中心に—

王 莉萍

1. はじめに

本研究は 1843－1949 の近代上海を対象とする。近代開港後の上海では、数千年を経て蓄積された中華民族固有の、根深く、且つ伝統的な意識と風俗慣習が、突然の租界開設により、西洋から到来した大規模な外来文明と衝突した。そこでは、租界の都市計画により、近代的な都市空間が急速に展開された。そのスピードは二つの異質文明の融合や中国人伝統的な意識の近代化により、遥かに急速だった。従って、意識と空間の衝突が、そこに発生した。その衝突や、また近代文明意識が強まる影響の中で、上海開港前後の都市空間はどのように変化したのか、筆者が深い興味を抱く所である。

冠婚葬祭は古来より四大儀式として、世界多数の国家・地域・民族の独特なアイデンティティを表現する重要な形式であり、諸民族の生活習俗、宗教信仰の特色を集大成するものでもある。その中でも、とりわけ「葬」のみが時代とともに、空間的な展開が見られる。しかしながら、「葬」に関する研究は従来、葬儀、葬制、墓制、葬具、墓葬構造を対象とするものが多く、宗教学、文化人類学、民俗学、建築学、考古学からアプローチされる一方、歴史地理学においては論文や著作の蓄積が比較的少ない。

本稿では義塚を主とする固有の喪葬空間に研究の主眼を置き、喪葬に対する人の意識により表象化される空間、ある地域（上海）、ある時期（近代）において表れた景観、構造と変容の状況を検討するものである。固有の喪葬施設の設置背景、立地分布と変遷経緯を明らかにすることによって、一側面から近代東アジアで最大の都市である上海の都市空間の形成、変容の過程及び、中国近代前後の社会階層関係の変化が喪葬空間に映し出した特徴を解明することを目的として歴史地理学における近代上海都市空間研究の空白を填補する。

2. 上海の概要

「上海」という地名は北宋(960-1127)の文献に始めて現れた。古呉淞江(蘇州河)の入海口付近には「上海浦」と「下海浦」の二つのクリーク¹⁾があり、宋代に「上海浦」の近くに鎮を設けて、「上海」を鎮名とした。

(1) 自然風土

現上海市は、中国の4つの中央直轄市の内の1つであり、北には長江の入海口を扼し、河口沖積島である崇明・長興・横沙三島を有する。東は東海（東シナ海）に、南は杭州湾に臨み、西は「蘇湖熟、天下足」と称される浙江省と江蘇省に隣接する。全市の総面積は凡そ東京都の3倍の6,340.5平方キロに及ぶ。市街の周辺は長江デルタ前縁の沖積平野に位置するため、地勢は極めて平坦で、平均標高は海拔約4メートルである。日本九州の鹿児島市とはほぼ同じ緯度であり、アジア大陸の東沿岸部、太平洋の西岸、中国南北海岸線の中心点に位置する²⁾。

上海一帯は古来、大小河川が網の如く密集しており、各人工・自然水系が発達し、東西南北の水道と繋がる存在である。

中でも、上海の「母なる川」と呼ばれる黄浦江は、主流全長が82.5キロメートル、川幅は300～700メートルあり、その上流部は太湖流域の豊富な水路と連なり、蘇州河とともに市内の主要な水上交通要路として利用されている。

郊外には、土地が肥沃で、天然河川に恵まれた水田地帯が広がる。海洋の強い影響で、年間を通じて温暖で、降水率はやや高い。

また亜熱帯、季節風気候地帯に属するため、冬・夏期の陸海の季節風の交替が顕著で、四季が判然と区分されている。

(2) 歴史沿革

有史以前の時代、現中心市街地を含む上海東部の大半はまだ海中にあった。およそ5,000～6,000年



図1 元以前沿革図

出典：王国忠著、上海旧政権建置志編纂委員会編『上海旧政権建置志』，上海社会科学院出版社，2001，民国7年（1918）『上海県続志・巻首』。

以前から、長江土砂の沈積作用によって陸地化が著しく進み、海岸線が次第に東へ移動している。

上海一帯は古揚州³⁾の地であり、春秋戦国時代には相次いで呉、越、楚の領土となり、秦漢時期に会稽郡海鹽(かいえん)県と婁(ろう)県に、南朝梁以降、会稽郡海鹽(かいえん)県と昆山県に属した。唐天宝10年(751)、華亭県が設置され、宋咸淳3年(1267)にその東北一隅の現在の市中心部にあたる場所に上海鎮を設けた。元至元29年(1292)に、上海県に昇格し、長人、高昌、新江、北亭、海隅の5郷を管轄した(図1)。

明代に入って、上海県を含む松江府一帯は綿作と綿織物業の先進地となり、「棉七稻三」と言われたように、綿栽培が稲作に代わる勢いを示した。綿織物の国内外への出荷も見られ、商品経済が早期に誕生し、中国最初の資本主義の萌芽も見られた。新興の綿紡績手工業の発展は人口の増加をもたらした。総人口は県の成立当初の約10万人から明初期(1391)

の532,803人に急増した。綿織物業のほか、遠洋内河運輸業の発展も見られ、特に清の海禁政策の解除によって、上海の対外貿易がますます隆盛を示し、それに応じて、清康熙年間には南北内外水運を管理する江海関(税関)が配置された。

(3) 近代上海の都市空間

『中英南京条約』の規定に基づき、上海は道光23年(1843)11月17日に開港の日を迎えた。道光25年(1845)の英租界の設立から民国32年(1943)南京汪兆銘政権が公式に租界を接收するまで、上海租界は百年近く存在していた(図2)。上海租界は外国政府、個人が中国人の土地所有者から直接に土地を賃借し、設置する独特の外国人居留地であり、天津などのように外国政府が中国政府から土地を受けるいわゆる「租借地」ではない。

道光25年(1845)、英国初代駐上海領事 George Balfore (1809-1894) は上海道台に英国人居留地の設置を要求し、米国側は道光24年(1844)に調

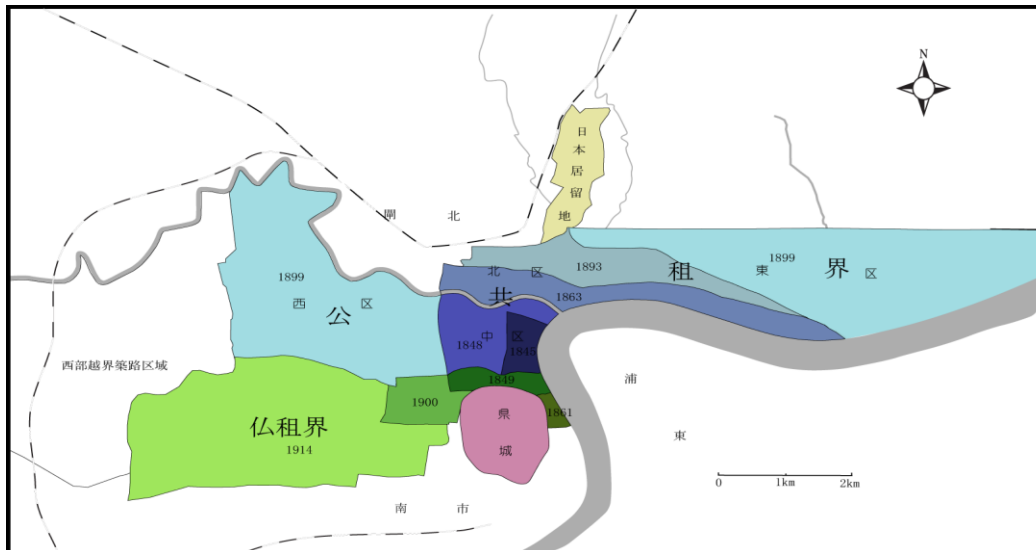


図2 上海租界拡張図

木之内誠著『上海歴史ガイドマップ』, 大修館書店, 1999, 62-63 頁

孫平著、上海城市規画志編纂委員会編『上海城市規画志』, 上海社会科学院出版社, 1999, 58 頁より作成。

ベースマップ: 最新大上海市街図地図 (1940) 二万五千分の一

<http://www.geocities.co.jp/SilkRoad-Forest/1429/colo/shanghai.html> 2009 年 9 月 21 日検索。

印した『中美望厦条約』に基づき、道光 28 年 (1848) に米国人宣教師 William J. Boone (1846-1891) は上海道台と照会し、蘇州河以北の虹口地区において米居留地の開設に関し口頭での合意に達した。同治 2 年 (1863) 6 月に至って、約 8,865 畝の地域範囲が米居留地として、ようやく正式に画定された。同年 9 月には、英、米両租界が合併し、英米公共租界が成立した。その後、1893 年と 1899 年の二回の拡大を経て、公共租界の総面積は 34,333 畝に達した。

上海仏租界 (French Concession) は、道光 24 年 (1844) に結んだ『中仏黄埔条約』によって、道光 28 年 (1848) に、仏領事 Louis Charles Nicolas Maximilien Montigny (1805-1868) の要求下に開設された。咸豊 12 年 (1862) には、仏租界当局が英米租界工部局から離脱し、独自の市政管理機構公董局を設立した。租界の東部は 1900 年と 1914 年の二回にわたって拡張し、民国初年に至って、租界総面積は 15,150 畝に達した。

租界の拡大に留まらず、外国側は同時に租界範囲以外での道路修築、即ち越界築路を通して、租界外の行政管轄権を狙って行動を起こした。越界築路地域の範囲面積は正式の租界面積を超え、47,000 畝に及んだ。仏租界当局は 1914 年の最終拡張により、

ほとんどの越界築路地域を租界に変身させた。

租界は滬南、閘北、吳淞、浦東等の「華界」に囲まれている。「華界」とは租界以外の、中国人、または中国政府が自ら治め、完全な主権を行使できる地域である。なぜ中国人の町が「華界」と通称されたかといえ、当時の人は次のように述べている。

「中西国際交通を開通して以来、外人は洋人、舶来貨は洋貨、墨幣は洋元、外人が設立した店は洋行と称し、「洋」字を標示する。「華」と区別して命名されたのでしょう。」⁴⁾

中国では、古来、城壁が外敵と自然災害を防御する施設として、封建伝統都市には欠かせない一重要部分と考えられていた。しかし、近代に入って、特に上海では租界開設、及び租界経済と道路市政の急速な発展に伴い、古い城壁はその防衛機能がすでに必要とされず、都市市街地の拡大、近代的道路建設と経済流通の障害になった。1911 年には辛亥革命の発生と封建統治体制の崩壊を背景に、城壁が撤去された。これによって、半世紀以上に亘って租界と中国人が集住する県城を分けていた仕切りが消え、分離した新旧 2 種類の都市形態がようやく一体化の方向へ導かれた。上海都市近代化の過程はこの二つ異なる空間とその空間要素が衝突、融合する過程といっ

ても過言ではないだろう。

開港後の百年の間に、上海の総人口数は 54 万人から 500 万人に急増し、増加率は 9 倍にも及ぶ。近代上海人口の急速的な成長を導いたのは、戦争以外にも、資本主義工・商業の興起と展開が関係を有する。外国の保護の下で、社会環境が安定し、工業や貿易の規模が急速的に拡大した。その影響を受け、大量の外来人口が流入し、人口数が全体的に増加する傾向がみられた。

人口問題で、出生と死亡に関する資料は極めて少ない。残された資料さえも、その正確性の面で問題が存在する。租界でも華界でも、記載されている死亡人口数は特に低い。例えば、当時の民間慈善団体普善山庄が収集した死者遺体数のデータを見ると、1946－1949 年の内戦時期、貧困により街中で餓死、病死者は 12 万 7 千人に達し、一日平均 120 人が街で倒れた。それは記録された人口死亡率と比べ、はるかに高い数字となっている。

上海は移民都市として、その人口の大部分は外来人口である。旧上海人口籍貫統計によると、非上海籍人口比率は、1885－1935 年に公共租界では 80% 前後で、1929－1936 年の華界では各年度全て 70% 以上であった。中国籍人口の中、江蘇省、浙江省、広東省出身の人が最も多く、その総数は全体の半分以上を占める。道光 23 年（1843）開港以降、外国人が宣教、政治外交、工商業経営などの目的で次々と上海に流入した。1843 年の 26 人に始まり、年々増え、民国 26 年（1937）にはピークの 15 万人に達した。国籍別を見てみると、イギリス人、日本人、アメリカ人、フランス人が最も多い。その次は、白系ロシア人、インド人、ベトナム人、ドイツ人、ポルトガル人、イタリア人、スペイン人など。最も多い時期には 58 カ国・地域の外国人が上海に在住していた⁵⁾。

3. 中国の喪葬文化と生死観

(1) 中国伝統の喪葬観と喪葬習俗

中国国内では、現在、考古発掘で確定された最初の喪葬行為が 1.8 万年前の旧石器時代晩期の山頂洞人によって行われたという⁶⁾。紀元前 4800－4300

年に存続する半坡部落の遺跡から部落専用の共同墓地が発見され、そこには喪葬空間と居住空間の分離が見られる。

「霊肉分離」、「靈魂不滅」という原始の靈魂観念は原始の喪葬行為を引き起こした。肉体は有限で滅びるものに対して、靈魂は人の生誕前から既に実在し、人の死亡後も永遠に存在し続けるものであり、肉体を去ってのち再び新たな肉体に宿り、生まれ変わる。肉体から離れた靈魂は鬼魂に化し、生ける人に影響を与えるという靈魂・鬼魂観念は数千年の歴史の中で、中国人の思想行為を支配した。

鬼神崇拝、死人（祖先）崇拝の結果、明器制度、殉葬を代表とする重殮厚葬、隆喪厚葬の風習がもたらされた。西周以降、個体家庭経済の発展に従って、「孝」という論理道德観念を強調するようになり、「周礼」が規定する礼儀規範に取り入れられた。儒教学説は周文化から由来するものであり、「孝」を出発点とするため、「以孝治天下」（孝を以って天下を治める）は漢以降の統治階層の主導思想となった。

「生、事之以礼；死、葬之以礼、祭之以礼。」（生、礼を以って仕える、死、礼を以って埋葬する、礼を以って祭る。『論語・為政』）は孝道の具体的表現といわれ、厚葬＝孝心、厚葬は「礼」と「孝」美名を冠し、中国の喪葬習俗の方向を導いている。

厚葬は葬式上、土葬を要求する。「衆生必死、死必歸土」（人間は必ず死ぬ、死んで必ず土に帰る『礼記・祭義』）、「入土為安」は中国伝統の喪葬観である。中国歴史上、土葬と対立してきたのは火葬である。「秦之西有議渠之国其親戚死、聚柴薪而走之。」（秦の西に議渠⁷⁾の国があり、その親族が死ぬ際に、薪を集めて燃やす。『墨子・節葬』）という記載があり、先秦時期、火葬が中原周辺の少数民族の間ですでに行われていたことが伺える。漢民族は農耕民族で、土葬を提唱する。秦漢以前、火葬が最も恥ずべきことと考えられ、最も厳しい刑法として用いられた。後漢時代、仏教の伝来は火葬を民間で流行させた。南北朝時代は一部の統治階層まで使用されたが、火葬は儒教の倫理道德観念に反するものとして、儒教思想を貫いた封建統治階級にとって好ましくないものであった。火葬を根絶するため、火葬厳禁の条例が

国家法典の『大明律』『大清律』に明記された。従って、明・清代に入ると火葬は次第に衰退傾向を見せる。

「認祖帰宗」「落葉帰根」という地縁、血縁に基づく郷土観念は、中国人の喪葬習俗へ影響を与えるもう一つの重要な伝統的観念である。人が死ぬ時も、また死んでからも家族、集落と緊密な繋がりがあると信じる。他郷で死んで別地に埋葬されると、必ず「孤魂野鬼」と化し、輪廻の道に入れないと信じて、死後には、宗族墓地、家族墓地に埋葬されるのが一般的である。「扶靈柩還郷」という帰葬行為は孝道観を反映し、土葬の極端化とも言われ、少なくとも前漢に風習となった⁸⁾。

相墓術、風水説は「背依山峰、面臨平原」という山沖の地が墓地に最も相応しい位置と提唱する。陽基（都市・村落・家屋）に対し、墓地は陰宅とも呼ばれる。風水説によると、地下には動き続ける「生氣」が存在する。埋葬された祖先はこの「生氣」に当たると、子孫に好運をもたらす。風水理論は中国喪葬習俗を大きく左右しており、その一つは停棺不葬である。

（2） 呉越地区の喪葬風俗と墓地形態

上海が位置する揚子江下流流域、太湖流域、更に錢塘江流域の一带、つまり現在の江蘇省南部の大半、浙江省全体及び安徽省、江西省の一部が、春秋時代の古代呉・越国の領地範囲であることは考古学などの研究によってすでに証明されている。中国大陸の一大漢民族文化区（ほかには中原文化区、三晋文化区、齊魯文化区、荆楚巴文化区等）の呉越地区は喪葬風俗は勿論のこと、地理環境や歴史発展の影響による独特な風俗慣習を定着させた。

呉越地区は、大まかに、北部の典型的な水郷環境と南部の丘陵山地環境とに分けられる。北温帯、季節風気候地帯に位置するため、気候が温暖で雨量が比較的多い。また年間降水量のおよそ半分が梅雨と台風の季節に集中している。また湖泊や河川が密集し、湿潤な土地が広がっているため、地下に墓室を置けば、湿気や水分から死体の保存が困難である。それゆえ、地面上直接に礫石を敷く、あるいは煉瓦や石塊で石室を築いて柩を入れ、その上に土を覆う

という「平地起墳」の埋葬方式が使用されていた。「土墩墓」（盛り土の墓）と呼ばれる呉越地区の典型的な墓葬形式は先秦以降、南から中原地区へ広がっていった⁹⁾。「土墩墓」という墓地形態は「巢居」という住宅構造とある程度の共通性があり、ともに自然環境の大きな影響を受け、生まれたものである。

呉越地区の江南一带は唐宋時代以降、次第に全国で経済が最も発達した地区になった。明清時期、江南地区の経済発展に伴い、城郷の住民生活に奢侈の傾向が現れた。特に喪葬面では、墓地場所の選択、葬儀供養及び墓地の日常管理に、大量の人力と財力が使用された。人口の集中に伴って、土地はますます貴重になり、また風水思想や経済条件悪化の原因によって庶民の間では、火葬、浮屠がしばしば行われた。火葬は漢民族の伝統的な葬法ではなく、呉越地区の古来のものでもない。仏教伝来の影響で、また土地の節約や衛生等のメリットを考え、宋以降、蘇杭（蘇州と杭州）を中心とする江南地区で流行した。「呉越之民多火葬」、「火葬之俗盛行於江南」（顧炎武『日知録・火葬』）。火葬の盛行は、一般的に言えば、貧しくて埋葬できないことが最も大きな原因と考えられる。しかし、明清時期の江南地区は全国で最も豊饒な地域でありながら、火葬習俗がなかなか消滅できなかったのはこの地区の山多（耕）地少、または水多（耕）地少という自然条件にも関係している。

『明史』洪武3年（1370）明太祖・朱元璋「義塚の設置を天下の郡県に命じ、浙西等の地の火葬、水葬を禁じる。貧民または土地を所有しない者に対し、所在する城郭周辺の寛閑地を選び、義塚を建造する。敢えて元人の風習を取り入れ、屍骸を焼き払う者がいれば、重罪に問われる」とあるように、火葬に対抗する一つの手段として、義塚の建設が各地方に命じられ、喪住分離の思想で、城外の周辺部での建造を認めた。

火葬は中央政府によって厳しく禁止され、また民間の強い風水信仰の結果、「停棺不葬」という現象も生まれた。「停棺不葬」とは死者を簡単に納棺し、直ちに土に埋葬せず、家または寺廟などの公共施設に預け、数年ないし十数年後に埋葬することである。

表 1 江南地区各地方志に記載される「停棺不葬」の内容

出典	内容
鐘琦輯『皇朝瑣屑録・卷三十八・風俗』	「古人安葬以三月為期，江浙紳民有停柩至数十年之久，一家之中積至数口之多而不葬者。」
蘇州府『〔乾隆〕長洲縣志・卷十一・風俗』	「吳俗喪葬…清門旧族，或以無力，兼有感於風水，致累世不葬者。」
嘉定県『〔乾隆〕続外岡（鎮）志・卷一・風俗』	「葬礼俗信風水之説，择日又多拘忌，每見停厝年久，或争此地不吉，或争此日不佳…故有累世浅土者，亦有累喪並出者。」
『〔乾隆〕上海県志・卷之一・風俗』	「海邑營葬凡有陰陽宅相望似近実遠者輒称風水有碍聚衆攔喪竟有墓未成而家已破因而觀望因循或停至数十年不能葬者」
『〔乾隆〕吳江県志・卷三十八・風俗』	「择地營葬，多信堪輿之術。又其流輩各自為説，故疑而難定，有数年不葬者，悉從火厝。」
『〔同治〕羅店鎮志・卷一・風俗』	「世俗惑於堪輿之説，多所顧忌，甚有停柩在家歴久不葬者。」
『〔同治〕上海県志・卷一・風俗』	「至士大夫家葬事一聽地師或積至数十年不葬，地方官所宜痛懲。」
常州府『〔光緒〕無錫金匱県志・卷三十・風俗』	「一殯之費，或破中人家之産。親死久不葬，多為風水所惑。」
『〔光緒〕石門県志・卷十一・雜類志・風俗』	「邑巨家多信堪輿，有停柩至数十年不葬者。」
嘉興府『〔光緒〕嘉善県志・卷八・風俗』	「惟惑於風水，富者择地不得，引柩寄庵；貧者浮厝，年復一年，屍棺暴露。」
杭州府『〔光緒〕杭州府志・卷七十三・恤政四』	「杭州習俗，多不葬其親者。」「杭人多停柩」
松江府『〔光緒〕金山県志・卷十七・志余』	「時俗惑於風水，有数代不葬者。」
宝山県『〔光緒〕月浦（鎮）志・卷之九・風俗志』	「或過信風水，停棺不葬。惟知礼者葬如期。」
青浦県『〔光緒〕盤龍鎮志・風俗』	「更有惑於風水，致久停不葬，尤為忍心害理也。」
李維清編『〔光緒 33 年〕上海郷土志・第 32 課塚墓』	「邑人旧見拘執風水之説，牢不可破，每有葬事，審慎择地，必求所謂牛眠之地者，以至暴露日久，枯骨飄零，為子孫者能安乎？」
『〔民国 8 年〕盛橋里志・卷三・礼俗志・風俗』	「或過信風水停棺不葬，若後復有喪，則累喪並出。」
『〔民国 9 年〕陳行郷土志・第二十課・風俗二・喪葬』	「葬必延地師，择吉地，有覓地不得，数十年不葬者。」
『〔民国 11 年〕法華郷志・卷八・墟墓義塚之創建薈露園記』	「中国惑於青烏家言，謂葬地宜謀吉壤，庶卜丁財兩旺，富貴千年，於親死之後，往往停棺不葬」
『〔民国〕真如里志・礼俗志・風俗』	「營葬，每惑於堪輿之説，多所顧忌，嘗有停柩在家累年不出者，有曝露在野数世不葬者，蓋以未得牛眠吉地，不得不忍而出此。以先人之朽骨，卜子孫之榮華，亦惑之甚也。」

出典：上海図書館所蔵地方志による作成

この風習は少なくとも北宋年間に形成され、清時代には最も盛んになったという。

祖先の魂を居心地よく住まわせるために、墓地の位置、埋葬日を厳選し、吉日、吉地には埋葬しないことは祖先への不敬愛と思われるように、裕福な家では年輩者が亡くなる前に、予め風水地を選び、死後数日の間、柩を家の客堂室などの場所に一時的に保管した後、直ちに墓地に埋葬する。明清時代の江南一帯には家の貧富に関わらず「信鬼神好淫祀」¹⁰⁾（鬼神を信じる、祭祀を好む）が慣習となり、儒教

論理道德や風水思想の束縛で、停棺不葬または浮厝の風習が瀰漫していた。

客堂停柩慣多年，尘滿靈柩幫帖前。
命不通兼無好地，誤聽風水葬遷延。
造墓苛求好風水，富家易葬亦貧難。
惨看荒野多浮厝，雨苦風酸白骨寒。

客堂で停柩するに長い年月を経過し、塵埃は靈柩台前に積もる。

運命が良くない且つ良い場所がない、間違って風

水を信じ、葬事が延長する。

よい風水地で墳墓造りを厳しく求め、裕福な家庭は埋葬が易い、貧乏人には難しい。

荒原では浮屠が多く、風雨にあたり、白骨が露出する。

と、停棺不葬で起る悲惨の光景を清末の上海県竹枝詞（歌謡）¹¹⁾ が詠っている。また、「嘗有停柩在家累年不出者，有曝露在野数世不葬者」（嘗て家に停柩し、数年出ないものがあり；野良に曝露し、数世埋葬しないものもある。『（民国）真如里志・礼俗志・風俗』）のような記述は清・民国の江南地区の各地方志に数多く残されている（表1）。停棺不葬の普遍性とその深刻さが伺える。

4. 固有の喪葬空間の変容

上海は一地方県城から近代都市へと成長し、その都市空間は極めて急速な三次元的展開が見られる。その中、日常生活で目にした中国の伝統的な町並みや建造物など、既存の物質的な景観は次第に消滅しつつあり、租界内部から近代都市なりの、西洋化的な物が継続的に増殖していった。

本章では上海開港の清・道光23年（1843）の時点前後、上海県の範囲内、存続してきた喪葬施設によって構成された喪葬空間に焦点をあて、その構成要素の形成発展の過程、構造、景観を考察し、開港後の変容の実態と特徴を明らかにしたい。

（1）開港前後における喪葬空間の構造と景観

a. 旅行記にみる

アヘン戦争の敗戦と後の「南京条約」の締結をきっかけに、上海などの5つの港町では最初に外国人の立ち入りが許された。以降、西洋諸国の商人、宣教師、外交官は続々と上海に殺到した。彼らの目で見えた晩清上海の自然風景と人文風俗が文字や図絵の形で、旅行記や日記の中でいきいきと描かれている。

その一人は、茶ノ木を中国からインドへ導入する事業に成功したことで有名となったスコットランド出身の植物学家・商人・プラントハンターであるロバート・フォーチュン(Robert Fortune, 1812-1880)である。彼は南京条約締結前後の数年間、4回に亘って植物を集めるため、中国を訪れ、その経歴が何

冊かの本に残っている。その一冊『Three Years' Wanderings in the Northern Provinces of China』

(1847)には開港直後のハモイ、寧波、上海、広州など中国南部の沿海都市を中心に考察した内容を詳しく記録している。当時の普通の外国人と違い、植物収集という使命を帯びたフォーチュンは、彼の目に一番映っていたのは城内繁華街の風景ではなく、城外の広大な田園地帯に見出したものである。農作物の栽培状況は言うまでもなく、ヨーロッパで嘗て見たことがない、中国の伝統文化と信仰習俗を最も表す風景の一つが中国人の墓地である。上海県城周辺の墓地風景について、彼はこのように述べている。

Chapter VIII Shanghai visited at the end of 1843-Tombs of the Dead

A very considerable portion of the land in the vicinity of the town is occupied by the tombs of the dead. In all directions large conical shaped mounds meet the eye, overgrown with long grass, and in some instances planted with shrubs and flowers. The traveler here, as well as at Ning-po and Chusan, constantly meets with coffins placed on the surface of the ground out in the fields, carefully thatched over with straw or mats to preserve them from the weather. Sometimes, though rarely, when the relatives are less careful than they generally are, I met with coffins broken of crumbling to pieces with age, exposing the remains of the dead...

開港当時の1843年頃、上海県城の近辺(the vicinity of the town)では、墓の数がかなり多く、大面積の土地が墓地に占められていたことがわかる。円錐形の盛り土状の墳墓、即ち土墩墓があちこちに点在し、その上に長い草が生えていて、すでに放置されたようなものもあるし、花や樹木を植えて立派なものもある(図3)。これは墓の持ち主の家庭状況、つまり貧富や身分などのことを多少示唆していると考えられる。また前章で述べたように、柩を土の中に埋葬しないまま、何か被せて野外の地面に放置するという停棺不葬または浮屠と呼ぶ現象が江南一帯の寧波(Ning-po, 浙江)、舟山(Chusan,

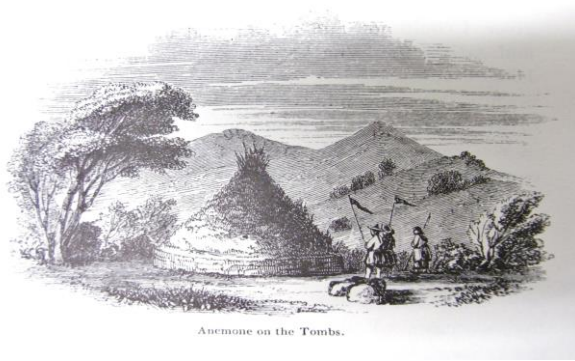


図3 Anemone on the Tombs (墓の上のアネモネ)
—「near the ramparts of Shanghae」

出典：Three Years' Wanderings in the Northern Provinces of China/Robert Fortune(1813-1880). Garland Publishing, Inc., New York & London, 1979, pp.406.



図4 Tombs on the Island of Chusan. (浙江舟山群島にある墓地)

出典：Three Years' Wanderings in the Northern Provinces of China/Robert Fortune(1813-1880), Garland Publishing, Inc., New York & London, 1979, pp.326.
浙江)と同様、上海の地でも存在していたことが証明できる。その様子が同書に記載されている図4から窺える。

この絵には1840年代の浙江舟山郊外の墓地が描かれている。遺骸を入れた柩はほとんど土中に埋葬されないまま、山々がある郊外に散在している。風雨の浸食を防ぐため、藁で包む「柴包棺材」と瓦造小部屋式の「白雲葬」と呼ばれるものがある。

Those in the higher ranks of life have, generally, a family burial-place at a little distance from the town, planted with cypress and pine trees, with a temple and altar built to hold the josses or idols, and where the various religious ceremonies are performed.

裕福な家は家族墓地 (a family burial-place) を持っている。県城の少し離れた場所にあり、内部には杉や松が植えられ、先祖を祀る寺院(祠堂)と祭壇が設けられた。時には宗教的な祭典も行われる。上の個人墓地と比べ、その施設や内部環境がずっと整えられていた様子が想像できる。

Other, again, are interred in what may be called public cemeteries, several of which I met with in the vicinity of Shanghae. These are large buildings, each containing a certain number of spacious halls or rooms, and having the coffins placed in rows around the sides.

ほかには「公共墓地」(public cemeteries) と呼ばれる墓地が城外の隣接地帯にいくつか存在している。敷地内には広い部屋を持つ大型建造物があり、部屋の中で、棺が数多く並んでいる。その大型建造物 (large buildings) は殯舎 (または丙舎)、「公共墓地」は義塚のことを指すのではないかと考えられる。どちらも同郷会館・公所に所属するものである。

以上のフォーチュン旅行記の記録に基づき分析してみると、開港当時の上海県城周辺には個人墓地、家族墓地、会館・公所属義塚と殯舎、この3つの墓地形態が共存し、主な喪葬空間を構成していた。家族墓地よりも、個人墓地と公的な墓地である義塚は更に県城の方に接近することが、晩清上海県城一帯の社会構成状況にある程度示している。つまり、当時、県城と少し離れる郊外集落では中国伝統式の大家族 (extended family) が相変わらず続く一方、城内とその近隣地区では外来人口が多く、核家族 (nuclear family) 化が進んでいることが窺えるであろう。土地をもつ人を個人墓地、家族墓地に埋葬するのに対し、持たない人や無縁者は義塚に埋葬されるしか他なかった。また、江南一帯の墓地景観と墓葬方式には、普遍的な類似性が存在するという点から、清末まで、大陸と島々を含むこの広い地域範囲内で、自然環境、経済条件と人文風俗が高度の一致性を有することが認められる。

b.地図にみる

開港までには、上海はすでに南北水路運輸の一地方中枢港として成長したが、国の軍事戦略上は、従

来、政治要所ではないため、弱い政治態勢を示し、軍事施設をほとんど設けていない状態であった。故に、開港以前については、中国側によって作製された上海地図が明清時期の各地方志の巻首に掲載される「上海県地理図」、「上海県図」、元代前後沿革図などからしか確認できない。それらの地図は、境域変化や水道分布、行政機関所在を中心に描かれており、墓地など喪葬に関連する施設は一切確認できない。

また、筆者は上海図書館や上海檔案館、日本国立国会図書館、日本各大学付属図書館の所蔵、海外研究機構のホームページ及び他の関連資料を調べた。以上から、図5を取り上げ、開港初期の上海県城の喪葬空間を見てみたい。

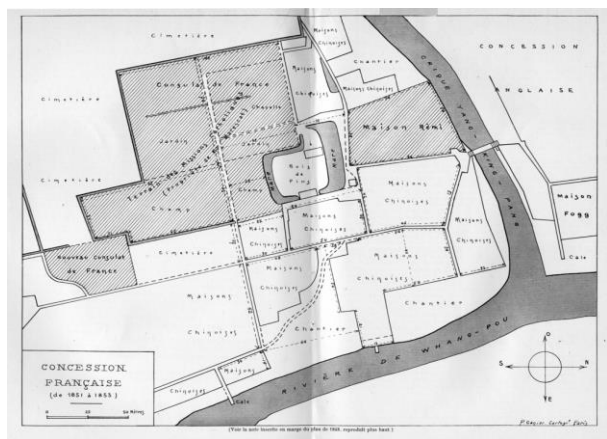


図5 仏租界地図（1851～1853年）

出典：Maybon, Ch.-B.; Fredet, Jean, Histoire de la Concession française de Shanghai (1929), pp. 151-153. 25 x 32 cm, Blog: Virtual Shanghai-Shanghai Urban Space in Time (by the National Research Agency in France, 2005) ホームページ

<http://virtualshanghai.ish-lyon.cnrs.fr/GetFile.php?Table=Map&ID=Map.ID.414.No.0&Op=O> 2008年10月12日検索

図5に描かれているのは咸豊元年から3年まで（1851～1853）の仏租界の様子である（西が上方）。その位置は『上海市区域保図全図』¹²⁾の「第二十五保六図」を示す場所に当たる。この土地は道光29年（1849）に最初の仏租界に画定され、県城北門外堀川から英租界の南境界線である洋涇浜（Crique Yang-King-Pang）南岸までの非常に狭い地帯である。こちらの仏租界建設の初期状況を示す地図から、斜線を引いたブロック内に位置する租界側と関連す

る建造物以外、「Maisons Chinoises」と書かれた中国人家屋と「Cimetiere」と書かれた墓地が確認できる。

更に仏領事館の西、南、東三面とも墓地に隣接し、この墓地面積の大きさや県城北門から近距離であると察知できる。

c. 地方志にみる

現在、上海図書館に所蔵する地方志の中、上海県志の場合はその修纂年代及び修纂者別に、明代3種、清代6種、民国時代2種、ほかには『上海郷土志』、『上海郷土地理志』、『上海市自治志』、『上海小志』が見られる。本稿では明、清、民国時代の上海県志から、1種類ずつを選出し、その記載内容から開港前後における上海の喪葬空間の構造と変容を考察してみる。

調査の結果、県志において、喪葬に関する記録は風俗篇の喪俗と丘墓または墟墓項目下の名人名士墓、古墓が常規の内容となっている。現在、確認できる最も古い上海県志『弘治上海志』の巻六には「古跡」としての「丘塚」が12個との記載がある。ところが、明末の万暦『上海県志』では、初めて4つの義塚の記録が現れ、清『乾隆上海県志』に至ると22個増加され、更に民国初年の『上海県続志』では新たな90個の義塚が建造されたことがわかる。

義塚は義園、義地、俗に「乱葬崗子」とも呼ばれ、無縁者遺体を埋葬する共同墓地である。その建設が明・清時代、火葬を廃絶する対策として、中央政府により提唱されたものであることは既に第三章において述べた。宋代の地方志や史書には「義塚」¹³⁾という文字がすでに現れているため、その歴史は実にもっと長いと考えられる。

地方志に記載される義塚の位置を地図上に表記し、その分布状況を示したのが図6である。明代に建造された義塚は僅か7個であり、県城を中心に、北、西、南に分布し、特に城北西の二十五保四図範囲内にやや集中している。全体的には、10畝以上の大規模なものが多い。清代に入って、乾隆年間まで義塚の数は次第に増えたが、個人寄付、所有の10畝以下の小規模なものが多数である。城南の二十五保十三図の斜橋地区に集中する傾向が強く、県城から少

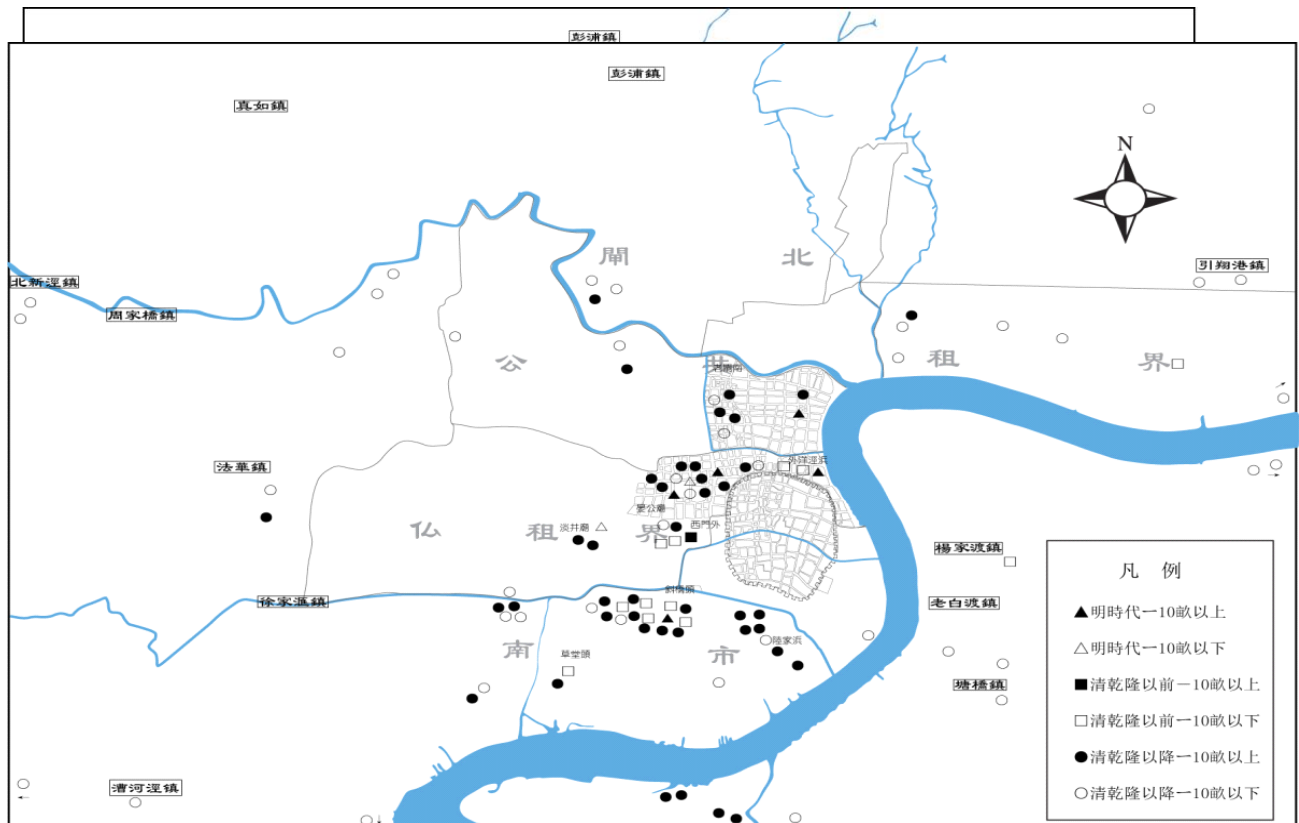


図6 明清時期に於ける義塚分布図

『(万暦)上海県志十卷 卷五 丘墓』,『乾隆上海県志十二卷 卷之七 墟墓附義塚』,『上海県続志 卷三 附義塚』より作成

ベースマップ：1948年『上海市全図』復刻版，中華地図学社，2006。

し離れた場所での設置も見られるようになった。

この時期、様々な善堂義塚地の出現も印象的である。乾隆年間以降から民国初期にかけて、義塚の数量や種類がいずれも増加し、義塚建設の最盛期を迎えた。義塚の管理、経営は諸善堂、会館・公所によって行われるようになり、個人的なものはほとんど見られなくなった。義塚の増加は当時、上海県全体人口の急増趨勢を表すだけでなく、土地を持たない外来移住民数の増加や貧富格差の拡大も反映している。県城周辺部にとどまらず、県郊の各郷鎮も義塚を持つようになった。大規模なものは相変わらず県城の近辺に位置するが、小規模なものは県郊の広範囲に点在するのが見て取れる。清代末期・民国初期に至って、県城の西門、北門外並びに城南の陸家浜に沿う斜橋周辺、つまり二十五保四図、六図、九図、十二図、十三図に当たる地域は義塚が最も集中する地区となり、その大部分は開港以降に建造されたものである。

全体から見ると、義塚の建造は明末から始まり、開港以降の五、六十年の間が最も増加する時期であ

った。義塚用の土地は、地方官員、商人が寄付したものがほとんどである。その分布は県城を中心に、周囲への拡散的な展開が見られる。

「六門より櫓（薄い材質の棺桶）車が出て、一日に百単位で数えられる。棺を供給できない者は蓆で包み、縦横に放置し、始末をつける人もいない」¹⁴⁾と述べたように、明清時期、上海県城の城壁を境目に、城内は一律的な居住空間に対し、城外は死者の空間が無秩序的、無計画的に広がる。この意義からみれば、城壁はただの防衛施設のみならず、生者空間と死者空間の境界線と考えられる。

（2） 伝統喪葬施設の内部構造と景観

伝統的な喪葬施設である義塚、殯舎は商業施設、宗教施設とともに会館・公所敷地内に位置することが多い。その敷地内はどのような空間構造と景観が見られるのか。浙寧会館、広肇公所が描かれる図7と図8が示すように、その内部は中心に關帝や天后等の神々を祭る正殿、戲台と両側の遊廊、看楼、議事堂等の施設を構え、雄大な中国伝統意匠の建築物が建てられ、その周りは広大な空き地に囲まれている。

また 20 世紀初頭に外国人が書いた上海ガイドブック¹⁵⁾に掲載される記述と写真から、嘗て新聞路一帯にあった平江公所殯舎 (the Soochow mortuary)、江寧七邑公所殯舎 (the Nanking mortuary)、広肇公所殯舎 (the Cantonese mortuary)、3 つの喪葬施設を持つ同郷会館の内部の様子が伺える。

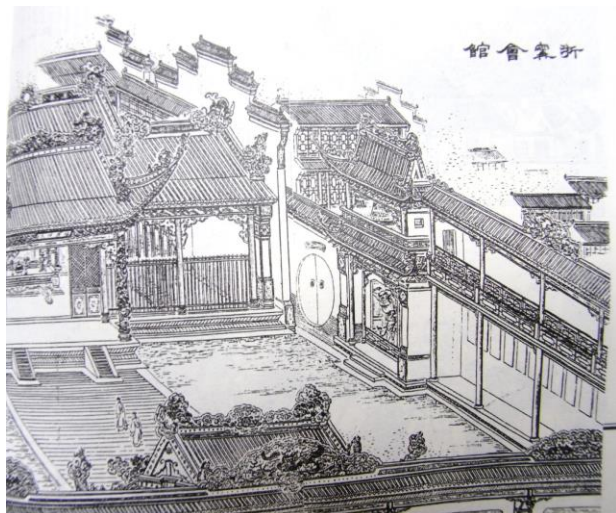


図7 浙寧会館

出典：(清) 葛元煦撰『滬遊雜記』，鄭祖安標点，上海書店出版社，2006，331 頁。

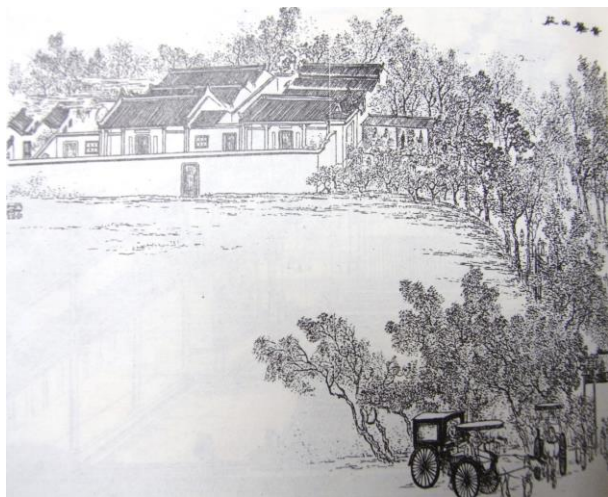


図8 広肇山莊

出典：(清) 葛元煦撰『滬遊雜記』，鄭祖安標点，上海書店出版社，2006，332 頁。

The Cantonese mortuary: the most extraordinary, the most remarkable sight in Shanghai No.457 Sinza Road, next to the Nanking mortuary. Entering under a large arch, one proceeds along a broad, bricked drive that gives the impression of a drive to a foreign

residence; then looking around the astonished eye sees hundreds and hundreds of brick graves, such as are common in the country round Shanghai. There they stretch, side by side, in phalanxes and regiments, rows on rows of them, covering a space double that of the British Consular compound. Each grave has a stone with the name of the dead in red letter. Broken coffins are scattered about, from which the bones have been taken to be “potted” and sent to Canton...There is one thing here that could be seen nowhere but in China—a bridge across a broad ditch, of which the central pier is a pile of coffins.

3 つの会館の中、江寧七邑公所に隣接する広肇公所の内部景観は最も「異常的」「印象的」と言われている。牌楼形の正門を入ると、租界内道路のように幅広く、レンガ築りの道路が現れ、周りには数え切れないレンガ造りの墓群が広がり、「白雲葬」という墓式も見られる(図9)。面積は英領事館敷地の2倍に及ぶ。それぞれの墓の前で、赤い文字で死者の名前が書かれた墓碑が立っている。死者の遺骸を「壺」のような容器に入れ、地元の広東に運んだ後に、残された壊れた棺桶が片付けられずに墓地に散乱している。更に外国人を驚かせたのは、棺桶積み用の栈橋という「中国独特」の風景と語っている。

The bricked drive leads to an immense pile of buildings in the north side of the compound—temples, mortuaries, council-rooms. There is a fine long court in front of the whole line of buildings, with good gates leading from one to the other. The first building (locked) is Ching Mo Zz, containing memorial tablet; the next is a fine temple to Buddha. The shrines the the left and right are to Too Dien and Dien Tsu. At the west end are quantities of “potted China-men.”The pots are of rough brown earthenware, about 18 inches high, and sealed at the top. They contain the bones of Chinese, and are awaiting removal to Canton. There are long passages, each with eighteen dark rooms full of coffin.



図9 Graves in Cantonese Cemetery, Sinza Road. 広東人墓地（広肇山莊）新開路

出典：Shanghai-a handbook for travelers and residents, to the chief objects of interest in and around the foreign settlements and native city/by Rev. C. E. Darwent, M. A. Minister of Union Church, Shanghai/Kelly and Walsh, Limited. 190? P72

道路の突き当たり、敷地の北側には廟堂、殯舎、議事堂などの会館施設が並んでいる。家屋は前後二進式のもので、後進の左中右は廟堂である。西側の一番後ろには殯舎があり、その中は、封印した納骨缶と柩が満ちている。その詳しい様子は第8図から少し伺える。

（3）租界開設以降の空間変容

上記の分析によって、開港前後、固有の伝統的な喪葬空間である各墓地と殯舎の立地、分布が明らかにされた。道光26年（1846）最初の租界が開設されてから、民国3年（1914）最後の租界拡張までの凡そ半世紀の間、租界内のみならず、租界側の影響を受けた華界でも、次第に伝統的な江南水郷城鎮から近代化した国際大都市へ、その風貌が変わりつつあった。道路など新たな西洋化した、近代的な公共施設の密集的、かつ急速的な展開や先進的衛生意識の普及は、その過程の中で、言うまでもなく、空間的にも観念的にもこの地に元来、存在する中国の伝統的なものと衝突することは予想できたであろう。その中心になったのは義塚および殯舎である。この衝突によって、固有の喪葬空間はどのような変容を遂げたのか、本節において考察してみる。

近代上海の都市建設、衛生管理、特に租界地域内

の道路建設と、既存の義塚、殯舎の衝突は当時、中外関係に影響を与える最も大きな社会問題であった。

実例として、「四明公所事件」は近年、数多くの論著に取り扱われ、この実況を語っている。しかし、いずれも歴史的経緯の解明と社会関係、都市行政管理の変化、葬儀葬俗の変遷に着目するものであり、この事件の影響で、空間上、義塚、殯舎の移転や増設がどのように展開して行ったのかについて検討したものは今のところ、まだ見られない。従って、本稿はこの視点から着手したいと思う。

租界開設地域内に既存の中国人墓地に対し、租界当局側はどのような考えを持ち、どのように規制したのか、それを最も早く窺える文書は咸豊4年（1854）に締結した『上海英仏美租界租地章程』である。

「外国人の墳墓に加えて、租借地内に華民の墳墓があるとしたら、当該華民の許可を得ずに、遷移はできない。定期的な祭祀と清掃を認める。但し、それ以降、租界内には、棺の安置を禁じる。」（呉馨等修、姚文枏等纂『民国上海県志・第十四卷・外交・租界沿革』、民国25年（1936）、鉛刻本、上海図書館所蔵。）という記録から、外国側は開設租界内の中国人墓地の遷移を課していなかったことが理解でき

る。また光緒 19 年（1893）の『虹口租界章程』第三条や光緒 25 年（1899）の『洋涇浜北首租界章程』第十六条「墳墓」条目、民国 3 年（1914）7 月の仏『附録布告十一條款』第八条にも全く同じ内容が記載されている。

しかしながら、現実的には、外国側は様々な手段を用い、既存の中国人墓地の撤去を図っていた。例えば、競馬場を建設する初期、中国人土地所有者の中で、その一、二戸は、先祖の墓がこの地にあったため、土地の売却を如何にしても同意しなかった。それに対し、外国建設側はこの土地の四周に塼を建て、外部との通路を遮断する手段を講じた。その結果「今、競馬場の東南角（即ち南泥城橋と呼ばれる場所）の垣から覗き見ると、中には累々とした盛り土があるのはその家の墓である。四面を囲まれ、春も秋も祭ることができない。」¹⁶⁾ということになった。国際条約に背くことができない外国側は、強制的な方法ではなく、中国人墓地を周辺地域から隔離させることによって、その撤去を強迫していった。その結果、細部からみれば、ある一定の時期に、租界内の商住空間の中、喪葬施設は閑散と点在する景観が見られる異質的存在とされていた。

しかしながら、義塚はしばしば広大な面積を占めるため、この手段は通用しなかったであろう。義塚と租界の建設年代、位置からみると、移転という問題に直面する可能性が最も高いのは、二十五図四保の四明公所義塚（44 畝余）、二十五保二図の浙紹永錫堂義塚（45 畝余）である。それぞれは仏租界 1847 年開設範囲と英租界 1848 年拡張範囲に入る（第 10 図）。後には、いずれも撤去となったが、四明公所の場合、同治 13 年（1874 年）と光緒 24 年（1898 年）の二回にわたり、十数人が犠牲となった仏租界当局と中国民間人との武力衝突によって、義塚の対処方針が決まった。この事件を口実に、仏租界側は 3 回目の拡張に加えて義塚地を貫通する交通用道路の建設を果たした。四明公所側は、土地所有権を保有しながら、境内に新たな死体の埋葬及び棺柩の放置が禁止され、既存の墳墓を続々と移転することを要求された。移出される柩を安置するため、四明公所は光緒 29 年（1903）に華界南市の日暉港に 30 畝の土

地を購入して南廠を設け、また、その前の光緒 20 年（1894）にはすでに華界閘北朱家橋で北廠を建設した。ほかには民国 6 年（1917）県城西の法華郷二十八保十六図和尚橋東義塚 11 畝、吳淞鎮商船義塚 1.5 畝を設置する記録が見られる。義塚移設後の跡地には四明義務小学校や倉庫、商店が建築された。

一方、浙紹永錫堂義塚は最初、北門外老閘地区に位置したが、太平天国の戦乱で破壊されたため、移転を検討する途中で、外国側に高価格で買収されたという。義塚は浦東白蓮涇二十四保十二図と南市二十五保十三図に移設され、華界閘北張三橋にも北廠を設けた。四明公所のような大きなトラブルもなく、平穩に義塚の移転は進んでいた。

現地調査したところ、諸義塚移転の詳しい経緯を記述する史料はあまり残存していない。四明公所以外はほとんどが大規模衝突もなく、平和的方式で解決したと考えられる。それは四明公所事件の経験や太平天国運動の戦乱、租界地価の高騰、中国人衛生意識の高まりが原因とされる。空間上、義塚は租界から南と北の華界への移設の傾向が著しく、義塚等固有の喪葬施設は租界から除外されつつあり、移転によって、跡地が学校、工場、倉庫等の公共施設に転用された。開港以降、人口の急増や戦乱、伝染病などの原因で、死亡者は年々増加し、墓地の需求も拡大した。従って、伝統的かつ公益的な墓地である義塚は近代においても歴史的舞台から姿を消さず、閘北南市華界を中心に上海市県全域、更に周辺諸県にも拡散した。義塚における立地変化の特徴に従って類型化すると、四明公所義塚のように、租界から南北華界への「遠距離移転増設型」も見られるし、徽寧会馆義塚のように大規模移設を行わず、長期間、華界範囲内に存続でき、周辺へ拡大するという「近距離増設型」も存在している。

5. おわりに

以上、上海開港前後、義塚等の固有喪葬施設の景観、構造及び変容の実態を検討した。上述の事象を整理し、そこで得られた結果を以下のとおり要約する。

開港以前の上海は県城を中心とする存在であった。

城内は居住空間であるのに対し、城外は広大な地域で様々な墓地が無秩序、無計画的に散在し、喪葬空間となっていた。城壁は生者と死者の空間を隔離する。租界開設とその拡大に従って、既存の中国人墓地は次々と租界範囲内に入った。戦争（太平天国運動）、地価の高騰、外国側の強要などが原因で、殆どの義塚は南と北の華界に移転され、「南漸」と「北漸」の傾向が著しい。また遠距離移転とともに、面積の拡大や増設の行いが絶えなかった。一方、元来華界に位置する会館・公所、善局・善堂所属義塚・殯舎は道路建設のため、土地を譲渡したほか、立地が比較的に安定的で、近い場所での増設以外は、移動が少なかった。

喪葬空間が異質空間と思われることについては開港前後いずれも変化はなかった。租界を中心とする近代上海では、諸喪葬施設が市街地中心から排除されつつあり、むしろ租界から排除されたとも言える。従って、華界は租界から排除された喪葬施設の「受け皿」となり、「五歩一墳，十歩一墓」といったように租界と全く違う景観を呈した。しかしながら、局部的に見ると、租界内部にもある程度の格差が存在する。仏租界と比べ、公共租界内は喪葬施設が多く設置され、特にその周辺部には工商業空間、居住空間、喪葬空間が極めて多く混在するのが特徴の一つといえる。

開港以前、血縁、地縁関係並びに貧富状況は喪葬場所を決める重要な社会的要素、経済的要素である。開港以降、外来文明の到来や行政管理権の変化、人口の多様化、エスニック集団の形成によって、血縁、地縁、貧富のみならず、人種、国籍、宗教信仰、居住場所等、基準が細分化され、それらが死後の世界を決め、新たな社会的人間関係と社会生活の特徴を反映する。近代上海の喪葬空間は全体的に疎外されつつある傾向が見られるとはいえ、その変化は、さまざまな要素によって、異なる。「社会的距離は地理的距離に反映される」というパーク、バージェスの発想のようにこの理論は、ただ居住空間だけではなく、近代上海の喪葬空間にも反映されている。

付記

本稿の作成にあたって、上海市図書館、上海市檔案館、上海殯葬業博物館、神戸大学附属図書館より貴重な資料提供を頂き、また神戸大学人文学研究科長谷川孝治先生、同研究科学術研究員于亜氏の貴重には、懇切なご助言とご指導を頂戴した。それを記して心から感謝の意を申し上げたい。

注

- 1) 郝宣著『水利書』：松江之南，大浦十八，有上海下海二浦。上海浦の位置について、『雲間志』：上海浦在県東北九十里。『嘉慶上海県志』：上海浦在陸家嘴南、北即下海浦。
- 2) 陳炎林編著『民国叢書第三編 32 經濟類 上海地産大全』，上海書店，1 頁。（原著：上海地産研究所，1933 年）。
- 3) 揚州：中国九州の 1 つ。周以前は中国全土を 9 つの州に分けて、地域単位として用いたという。その具体的内容についてはいくつかの異説がある。
- 4) 『上海灘と上海人叢書—上海閑話』，上海古籍出版社，1989，25 頁。（原著：姚公鶴，上海商務印書館，1917）
- 5) 邹依仁著『旧上海人口変遷の研究』，上海人民出版社，1980，38—44 頁，66—70 頁。
- 6) 王夫子著『殯葬文化学—死亡文化の全方位解説』，湖南人民出版社，2007，58 頁。
- 7) 義渠：現甘肅省慶陽県西南、旧称「隴東」。
- 8) 王夫子著『殯葬文化学—死亡文化の全方位解説』，湖南人民出版社，2007，499 頁。
- 9) 鬼塚克忠、張敏、唐曉武「中国・江南の土墩墓」，『土と基礎』，2000—08—01，20—22 頁。
- 10) (明) 陳繼儒等『松江府志・卷七風俗』，崇禎 4 年 (1631)，上海図書館所蔵。
- 11) (清) 秦榮光撰「上海県竹枝詞・風俗九」，『上海灘與上海人—滬城歳事衢歌・上海県竹枝詞・淞南樂府』，114 頁。
- 12) 楊逸編『上海市自治志』，民国 4 年 (1915) 鉛印本，合訂二冊，上海図書館所蔵。
- 13) (宋) 沈作賓修『会稽志・卷十九』：關地為叢塚，以藏暴骨，曰義塚。『宋史・理宗紀三』：命兩淮、

京湖、四川製司収瘞頻年交兵遺骸，立為義塚。

- 14) 原文「六門出櫬車，日以百数，棺肆不能給，多以葦席裹屍，至有一家相枕藉無収斂者」『乾隆・上海県志』による。
- 15) Shanghai-a handbook for travelers and residents, to the chief objects of interest in and around the foreign settlements and native city/by Rev. C. E. Darwent, M. A. Minister of Union Church, Shanghai/Kelly and Walsh, Limited. 190? pp70-73.
- 16) 姚公鶴著「上海閑話」，(原著：1917 年，上海商務印書館)，『上海灘と上海人叢書』，1989，上海古籍出版社，9 頁。

参考文献

- ・湯志鈞主編『近代上海大事記』，上海辭書出版社，1989。
- ・楊逸編『上海市自治志』，民国 4 年（1915），上海図書館所蔵。
- ・東亜同文会編纂発行『支那省別全誌 第十五卷江蘇省』，大正 9 年（1920），神戸大学図書館所蔵。
- ・劉建輝著『魔都上海－日本知識人の「近代」体験』，講談社。
- ・斎藤忠『東アジア葬・墓製の研究』，第一書房，1989 年。
- ・上海図書館図書資料室編『上海碑刻資料選輯』。
- ・周秋光など著『中国慈善簡史』，人民出版社，2006。
- ・上海市檔案館 Q118-1-5-1，「浙紹公所永錫堂情況簡介」。
- ・上海市檔案館 Q400-1-3933，『上海市衛生局關於公私義塚調查情形，1948. 8』。
- ・上海市盧湾区志編纂委員会編『盧湾区志』，上海社会科学院出版社，1998。

（ワン リピン・神戸大学大学院人文学研究科博士課程前期課程（2011 年 4 月より矢野経済研究所勤務））